

令和3年度版

# 法人住民税実務の手引

# 凡 例

本文中の法令の略語は、概ね次による。

1. 法令の略称	<略称>
地方税法	法
地方税法附則	法附
地方税法施行令	令
地方税法施行令附則	令附
地方税法施行規則	則
地方税法施行規則附則	則附
地方税法改正法附則	法改法附
地方税法の施行に関する取扱について	法通知
所得税法	所得法
所得税法施行令	所得令
所得税法施行規則	所得則
所得税基本通達	所得通
法人税法	法人法
法人税法施行令	法人令
法人税法施行規則	法人則
租税特別措置法	租特法
租税特別措置法施行令	租特令
租税特別措置法施行規則	租特則
租税特別措置法（所得税関係）通達	租特通
国税徴収法	国徴収
行政事件訴訟法	行訴法
行政不服審査法	行審法
東京都都税条例	都税条例

## 2. 略符号

条番号    1. 2.                    項番号    ①. ②.                    号番号    一. 二.  
(例示) 地方税法第5条第2項第一号 ..... 法5②一

## 目 次

### 第 1 章 総 則

第 1 節	はじめに	1
第 2 節	租税制度の体系	2
1	租税の種類	2
2	都等の特例	2
3	国税と地方税との差異及び関連	4
(1)	全国ベースと特定地域ベース	4
(2)	国税の課税資料の活用	4
第 3 節	税法の構成内容及び通則	4
1	法律の構成内容	4
(1)	本法・本法附則及び改正法附則との関係	4
(2)	法・施行令・施行規則及び取扱通知等との関係	5
2	法と条例との関係	6
3	法人住民税の関連法規	6
(1)	法人住民税と法人税法、所得税法及び租税特別措置法との関係	6
(2)	その他の法律との係わり	8
4	課税要件	9
第 4 節	法人住民税の特徴	10
1	法人住民税の特徴	10
(1)	応益主義の原則	10
(2)	人税としての住民税	11
2	法人住民税法人税割	11
第 5 節	おわりに	12

### 第 2 章 法人住民税の概要

第 1 節	法人住民税のあらまし	15
1	法人の分類	15

2 納税義務者等 .....	15
(1) 納税義務者 .....	15
(2) 公益法人等が収益事業を行う場合等の納税義務 .....	19
(3) 外国法人の納税義務 .....	21
3 非課税法人等 .....	23
(1) 非課税法人 .....	23
(2) 収益事業等を行わない限り非課税とする法人 .....	24
(3) 法人税が非課税であるため法人税割が課されない法人 .....	27
(4) 大会関連外国法人 .....	27
<b>第2節 法人住民税の算定</b> .....	<b>29</b>
1 法人の均等割 .....	29
(1) 税率 .....	29
(2) 税率の適用区分等 .....	31
(3) 均等割計算 .....	35
2 法人税割 .....	37
(1) 法人税割の課税標準 .....	37
(2) 課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から控除する額 .....	41
(3) 税率 .....	47
(4) 税率の適用区分 .....	48
(5) 税額控除 .....	48
<b>第3節 申告納付等</b> .....	<b>56</b>
1 申告納付の形態 .....	56
(1) 一般的な申告納付 .....	56
(2) 修正申告納付 .....	61
(3) 均等割のみの申告納付 .....	63
(4) 期限後申告納付 .....	63
2 中間納付額の還付 .....	63
(1) 過納に係る中間納付額の還付又は充当 .....	63
(2) 中間納付額の還付 .....	64
(3) 中間納付額に係る延滞金の還付 .....	64

(4) 中間納付額及び中間納付額に係る延滞金の充当	64
(5) 中間納付額に係る還付加算金の計算	65
3 2以上の市町村及び都道府県において事務所等を有する法人の申告納付	71
(1) 2以上の市町村及び都道府県において事務所等を有する法人の 申告納付の方法	71
(2) 法人税額の分割の修正	72
4 事務所等を新設した法人等の申告	76
5 大法人の電子申告義務化に伴う法人住民税の申告書の取扱い	76
6 期限後納付の延滞金	77
(1) 延滞金の計算期間等	77
(2) 起算日の特例	78
(3) 控除期間	78
(4) 延滞金の端数計算	79
(5) 延滞金の免除及び減免	79
7 申告書の提出期限延長の場合の延滞金	80
8 申告した後に減額更正がされ、その後さらに増額更正等が あった場合の延滞金	80
<b>第4節 更正及び決定等</b>	80
1 更正及び決定	80
(1) 更正	81
(2) 決定	81
(3) 再更正	81
2 不足税額及び延滞金	82
(1) 不足税額の徴収	82
(2) 延滞金の徴収	82
3 更正の請求	82
<b>第5節 減免、書類の閲覧及び徴収猶予</b>	84
1 減免	84
(1) 減免をすることができる場合	84
(2) 減免をすることができる額	84

2 法人税に関する書類の閲覧等 .....	85
3 租税条約に基づく申立てが行われた場合における 法人住民税の徴収猶予 .....	86
(1) 徴収猶予の申請ができる場合 .....	86
(2) 徴収猶予の対象となる税額 .....	86
(3) 徴収の猶予期間 .....	86

### 第3章 事務の実際

第1節 法人住民税の課税事務 .....	89
1 申告書受付関係事務 .....	89
(1) 申告納付に関する申告書の種類 .....	89
(2) 申告書等の送付 .....	91
(3) 申告書等の受付事務 .....	91
(4) 申告書等の入力事務 .....	92
(5) 入力後の事務 .....	93
(6) 調定事務 .....	94
(7) 申告書提出の催促等 .....	94
2 更正、決定及び是認関係事務 .....	94
(1) 決定区分 .....	94
(2) 法人住民税の課税資料の収集 .....	95
(3) 更正、決定等の決議 .....	96
(4) 更正、決定等通知書 .....	97
(5) 更正請求の事務手続 .....	99
3 異動関係事務 .....	99
(1) 異動処理手続 .....	99
(2) 異動処理件数の把握と他課との連携 .....	100
4 調査関係事務 .....	101
(1) 既設法人の調査 .....	101
(2) 調査の方法 .....	101

(3) 新設法人の調査 .....	103
(4) 調査結果の報告と判定 .....	104
(5) 任意調査と強制調査 .....	104
<b>第2節 徴収事務の要点 .....</b>	<b>105</b>
1 過誤納金 .....	105
(1) 過誤納金が発生する場合 .....	105
(2) 法人住民税における過誤納金の具体例 .....	105
(3) 還付加算金の起算日 .....	106
(4) 還付加算金の計算の終算日 .....	107
(5) 還付加算金の計算から除く期間 .....	107
2 法人住民税の中間納付額に係る還付金 .....	107
3 納税の猶予 .....	108
(1) 災害などによる徴収猶予 .....	108
(2) 決定等の処分の遅延等による徴収猶予 .....	108
4 督促状 .....	109
(1) 時効の完成猶予 .....	109
(2) 滞納処分着手のための前提条件 .....	109
5 繰上徴収 .....	110
6 納税義務の承継 .....	110
(1) 法人の合併による承継 .....	110
(2) 信託に係る納税義務の承継 .....	110
7 連帯納税義務（責任） .....	110
8 第二次納税義務 .....	111
9 納付の方法 .....	111
10 申告から滞納処分までの概略 .....	112

## 第4章 用語の解説

1 書類の送達 .....	114
(1) 送達場所 .....	114

(2) 送達方法	114
(3) 送達期限	115
(4) 税務調査に係る事前通知の送付先	115
2 標準税率と制限税率	116
3 更正決定等の期間制限と徴収権の消滅時効	116
(1) 更正決定等の期間制限	117
(2) 徴収権の消滅時効	118
4 棚卸資産	118
5 減価償却	118
(1) 減価償却資産の範囲と耐用年数	119
(2) 償却可能限度額と減価償却の方法	119
(3) 償却限度額	120
(4) 減価償却の特例	120
6 引当金及び準備金	121
(1) 引当金	121
(2) 準備金	122
7 納税証明及び所在証明	122
(1) 納税証明の交付事由	122
(2) 納税証明事項	122
(3) 納税証明事項に該当しないもの	123
(4) 所在証明	123
(5) その他	123
8 不服審査	123
(1) 行政不服審査法の概要	124
(2) 行政事件訴訟法の概要	124
9 守秘義務（秘密漏えいに関する罪）	125
(1) 保護される秘密	125
(2) 守秘義務の適用を受ける職員	125
(3) 守秘義務の解除	126
10 犯則事件の調査及び処分	126



(1) 犯則事件の調査 .....	126
(2) 犯則事件の処分 .....	127

関係資料目次 .....	128
--------------	-----

〈法人住民税関係〉

(資料1) 中間・確定申告書又はこれらに係る修正申告書（第20号様式） ..	130
(資料2) 予定申告書又はこれに係る修正申告書（第20号の3様式） .....	176
(資料3) 均等割申告書（第22号の3様式） .....	178
(資料4) 更正の請求書（第10号の4様式） .....	180
(資料5) 法人住民税更正・決定等決議書 .....	183
(資料6) 法人住民税更正・決定等通知書 .....	184
(資料7) 市町村民税法人税割に係る課税標準額等の通知について .....	188
(資料8) 法人の設立・設置届出書 .....	189
(資料9) 異動届出書 .....	195
(資料10) 賦課事務年間スケジュール（例） .....	201

練習問題目次

【問題1】 事務所等及び寮等に係る問題 .....	18
【問題2】 非課税に係る問題 .....	28
【問題3】 均等割に係る問題 .....	36
【問題4】 外国税額の控除に係る問題 .....	51
【問題5】 予定申告と確定申告に係る問題 .....	67
【問題6】 分割基準に係る問題 .....	73
【問題7】 更正の請求に係る問題 .....	83

表目次

表1 地方税の分類 .....	3
表2 連結法人と連結法人以外の法人の課税標準等 .....	7
表3 法人の種類と法人税及び法人住民税の課税の取扱い .....	12
表4 公共法人の表（法人税法別表第一） .....	23
表5 地方税法第296条第1項第一号・第25条第1項第一号に規定する法人 .....	23

表6 公益法人等の表(法人税法別表第二)	24
表7 地方税法第296条第1項第二号・第25条第1項第二号に規定する法人	25
表8 協同組合等の表(法人税法別表第三)	26
表9 標準税率	29
表10 個別帰属法人税額	39
表11 〈参考〉連結申告法人の欠損金額の取扱いの対比	44
表12 法人税割の税率	47
表13 東京都の税率	47
表14 法人の住民税申告様式一覧	90

## 図目次

図1 法人税法における法人の分類	15
図2 概略図	113
図3 計算図表	186
ことば① (事業年度、連結事業年度、連結納税制度)	8
ことば② (事務所又は事業所)	17
ことば③ (学校法人、宗教法人、社会福祉法人、更生保護法人)	27
ことば④ (公共法人、公共法人等、公益法人等、公益法人等とみなされるもの)	30
ことば⑤ (均等割の税率区分で使用する従業者数)	32
ことば⑥ (資本金の額、資本金等の額、資本準備金)	35
ことば⑦ (課税標準の分割に使用する従業者数)	72
ことば⑧ (納期、納期限、法定納期限、法定納期限等)	84
ことば⑨ (非課税、減免)	85

## 第1章 総 則

## 第1節 はじめに

我が国の憲法第84条は「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と定めて、租税の賦課徴収はすべて法律に基づいて行わなければならないとする「租税法律主義」をとっています。

言い換えると、税務行政における職務の遂行については、法的根拠に基づいて行われる必要があり、裁量の余地は法律により定められた範囲に限定されるということです。

特に、住民税の根拠法令は膨大であり、内容も地方税法のみではなく、法人税法、租税特別措置法等の多くの関連法規にわたっています。

しかも、この根拠法令は、絶えず変化する社会経済情勢を反映し、種々の要請に対応するため、例年、内容が改正されたり、時限的適用、対象別の特例設定等があります。このため、本則を上回るほどの例外的な規定が多く含まれています。

このように税務行政の運営において、多くの関連法規を必要とするのは、複雑な社会生活の実態に配慮するほか、租税債権の確定に当たっては、適正かつ公平な水準を保持し、納税者の理解と協力を得る必要があるためです。さらには極力主観を排除し、必要事項の法制化を図ることにより、納税者の予見可能性を確保しています。

特に、税法においては、規定内容の客観化、具体化を図るための配慮がなされています。例えば、色々な意味を持っている用語を、法の範囲内において、極力具体的、限定的に定義付けていることなどです。

例：用語（法 1、23、292等）

住民税の課税事務の職務遂行においても、適用すべき法令の適正な解釈、運用が不可欠な要件となるため、限られた時間で職務遂行に必要な最新の関連法令に関する知識を習得することが必要となります。

そのためには、職務遂行の過程において、機会あるごとに、職務に関連する根拠

法令等の条文にあたり、確認する努力が必要です。あらかじめ、次のような基本的な事項を習得しておけば、より効果を上げることができます。

- ① 租税制度の体系
- ② 租税法の概要、税法等の構成内容についての基本的な知識
- ③ 担当する住民税の関連法令の概要、関連条文等
- ④ 住民税の税目としての特徴

## 第2節 租税制度の体系

### 1 租税の種類

租税は、国が課す国税と、地方団体が課す地方税とに大別されます。

地方団体とは、道府県又は市町村をいい（法 1①一）、地方税とは、道府県税又は市町村税をいいます（法 1①四）。

なお、都については道府県税に関する規定を、特別区については市町村税に関する規定をそれぞれ準用することとし、所要の読み替え規定が定められています（法 1②）。

### 2 都等の特例

都は、その全域において道府県税を都税として課しますが、特別区の区域においては、法人住民税をはじめ市町村税の一部を都税として課すこととなっています（法734～735）。

以上の規定による地方税の税目別、課税団体別の内容は「表 1」のとおりです。

「表1」 地方税の分類

区分	道府県税	市町村税	特別区の区域における市町村税	
			都 税	特別区税
普通税	道府県民税 個人 法人 利子割 配当割 株式等譲渡所得割 事業税 個人 法人 地方消費税	市町村民税 個人 法人 固定資産税  軽自動車税 市町村たばこ税 釦産税 特別土地保有税 (平成15年度以降課税停止) 法定外普通税	市町村民税 個人 法人 固定資産税  特別土地保有税 法定外普通税	市町村民税 個人   軽自動車税 市町村たばこ税 釦産税 法定外普通税
	不動産取得税 道府県たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車取得税 軽油引取税 自動車税 釦区税 法定外普通税			
目的税	狩猟税 水利地益税 法定外目的税	入湯税 事業所税 都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税 法定外目的税	事業所税 都市計画税  法定外目的税	入湯税  水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税 法定外目的税

注 1 「特別区の区域における市町村税」欄

- ①市町村民税（個人）は、特別区民税、市町村たばこ税は特別区たばこ税として課税しています。
- ②市町村民税（法人）は都民税（法人）として、道府県民税法人に合算して東京都が課税しています。
- 2 道府県民税（個人）は市町村民税（個人）の賦課徴収の例により、市町村民税（個人）と併せて市町村が賦課徴収します。
- 3 都市計画税を課税する場合は、固定資産税の賦課徴収の例により、固定資産税の賦課徴収と併せておこないます。

### 3 国税と地方税との差異及び関連

#### (1) 全国ベースと特定地域ベース

国税は全国ベースであるのに対して、地方税においてはその地方団体が課税主体となりうる地域に限定したものととなります。

従って、地方税では、どの地方団体が、税を賦課徴収することができるかが問題となります。

このため、地方税においては、事務所又は事業所及び分割基準の概念等が必要となります。

#### (2) 国税の課税資料の活用

地方税のうち、法人住民税は法人税額を課税標準としています。また法人事業税は法人所得を課税標準としていて、所得の計算は原則として法人税における所得の計算の例によることとされています。したがって法人住民税や法人事業税では法人税の申告書をはじめとする国税の課税資料が基となります。このため、地方税の規定はもちろん、法人税に関する多くの関連法規の規定を理解することが必要となります。

## 第3節 税法の構成内容及び通則

### 1 法律の構成内容

#### (1) 本法・本法附則及び改正法附則との関係

租税法の大まかな仕組みをみますと、①本法においては、原則論である本則が、②次に、本法附則においては、当分の間、あるいは具体的に規定された期間における例外的な取扱い等が、③また、改正法附則においては、旧法との経過規定、具体的には施行期日等についてそれぞれ規定されています。

職務上必要な根拠条文等を確認する際には、必ず本法のみではなく、附則関係についても十分留意する必要があります。

また、この附則関係は、本法のみならず、後述する施行令・施行規則についても、必要な範囲において規定されています。

## (2) 法・施行令・施行規則及び取扱通知等との関係

一般的に法律の内容は、抽象的な表現を用いているため、具体的な適用に当たっては、条文の文言のみでは規定しきれない場合が多くあります。統一的かつ客観的で、適正公平な税務行政の運営を確保するには、様々な事例に対応できるよう、より個別的、具体的な法内容の解釈基準等が必要となります。

施行令・施行規則及び取扱通知等はこのような要請に対応するために作られています。

法の内容のうち、具体的な認定基準等については、「政令で定めるところにより…」等の規定により、施行令に委ねられています。

施行規則においては、施行令の内容をさらに具体化したもののほか、申告書をはじめとして、税務行政執行上、様式行為として必要な文書の様式を定め、法の内容を的確に、事務運営面に反映させることができるように意図されています。

さらに、様々な事例に即した、より具体的な、法の内容の解釈については、取扱通知等によりなされています。

取扱通知等（「地方税法の施行に関する取扱について」）においては、法の内容について問題となる点を個々具体的な事例としてとらえ、行政庁としての解釈、見解を明らかにしています。

取扱通知等は、個別的具体的であるため、これらに基づいた行政運営を徹底すれば、税務行政は客観化、標準化され、税務職員の恣意的要素が排除され、適正公平な事務運営が確保されることとなります。

このような役割は、総務省の取扱通知のほか、法人税法の基本通達等、当該法令等の全体を対象として解釈を示す通知（通達）や一定の内容についての解